

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第1137号

2022年（令和4年）7月14日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

介護保険の要介護認定及び要支援認定に関することに係るコンピュータ処理について（答申）

2022年（令和4年）6月29日付けで諮問（第1137号）された介護保険の要介護認定及び要支援認定に関することに係るコンピュータ処理について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことについては、適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う必要性は、次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

介護保険法第27条第1項及び第2項に規定があるとおりに、要介護認定を受けるためには、市町村に申請書を提出し、介護保険認定審査会で審査を受ける必要があるが、審査をするためには、訪問調査員が作成した「認定調査票」の回収が必要である。

藤沢市では年間約18,000件の認定申請があり、そのうち、申請区分が更新及び区分変更の申請（約11,600件）については、同法第28条第5項に則り、指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設、介護保険施設等に訪問調査の委託が可能であるが、申請区分が新規の申請（約6,400件）については、同法第24条の2に規定があるとおりに、訪問調査に関して、指定市町村事務受託法人（藤沢市で登録があるのは、公益社団法人かながわ福祉サービス振興会のみ。）以外とは委託ができない。

現在、指定市町村事務受託法人との訪問調査に係るやり取りは、電話による進捗状況の確認や郵送による認定調査票の回収を行っているが、当該処理に時間を要している状況である。

介護保険法第27条第11項に「第一項の申請に対する処分は、当該申請のあった日から三十日以内にしなければならない。」と規定されており、当該処理をより円滑に行うためには、一連の業務に必要な機能を有している「認定調査管理システム」を活用することが有効であるため、このシステムを使用するにあたり、藤沢市個人情報の保護に関する条例第18条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 事務処理の概要

ア 現在の運用

訪問調査を振興会に委託している場合に、当該申請者から訪問調査の進捗状況について問い合わせがあっても、市側では、その場で進捗状況の確認ができないため、電話終了後に振興会に連絡を取り、進捗状況を確認した後、折り返しの対応をとっている。(既に認定調査票の回収が済んでいるものは除く。)

また、振興会から認定調査票を回収する際は、郵送にて回収を行っているため、郵送に係る日数を要している。

イ 本システムを使用した場合の運用

本システムで進捗状況の確認を行い、折り返しの対応をせずに回答を行うことができる。

また、認定調査票の回収については、サーバ上でやり取りすることで、郵送に係る日数を要せずに回収することができる。

(3) 本システムを使用する必要性

本システムを使用し、サーバ上でやり取りをすることにより、当該申請者の利便性を向上させるとともに、認定申請から結果通知書の発送までに掛かる所要日数の縮減ができるものであり、多くの情報を迅速かつ正確に処理するため、本システムを使用する必要がある。

(4) 本システムで使用する個人情報

ア 介護保険認定調査票

(ア) 被保険者番号

(イ) 認定申請日

(ウ) 調査実施者（記入者）

a 調査実施日

b 調査実施場所

c 調査員名

(エ) 調査対象者

a 対象者氏名（フリガナを含む。）

b 性別

c 生年月日

d 現住所

e 家族等連絡先

(f) 現在受けているサービスの状況

(g) 調査対象者の家族状況、調査対象者の居住環境

(h) 認定調査項目（第1群～第5群、特別な医療及び日常生活自立度）

イ 介護保険認定調査票（概況特記）

(ア) 被保険者番号

(イ) 認定申請日

(ウ) 調査実施者（記入者）

(エ) 第1群～第5群、特別な医療及び日常生活自立度についての特記事項

(5) 本システムについて

ア 契約方法

機器については、リースではなく、執務室内に持ち込むことで本システムを使用するため、振興会から「パソコン及びデータ持込み申請書」を提出いただく。本システムについては、2019年1月23日付けで締結している介護保険要介護認定訪問調査委託契約について変更契約を締結する。

イ 機器の構成

本システムを使用するために端末（USBアンテナを含む。）、プリンターを各1台、設置する予定である。

設置する端末は本システム以外との通信は行わないため、庁内ネットワークやインターネットとは完全に分離している。Google MAPの閲覧は、Google MAP APIを利用し、システムに組み込んでいる。

ウ 本システムの安全対策

(ア) 振興会は、「ISMS」を取得している。

(イ) 本システムは、通信用USBアンテナを接続することで使用が可能であり、通信用USBアンテナ以外の接続ができないよう、媒体制御している。

サーバとの通信は、VPNという接続方式を使い、仮想的に暗号化されたプライベート接続を構築することにより、セキュリティの確保を行っている。データセンターにあるサーバはインターネットからの不正なアクセスを排除するため、ファイア・ウォール

ルを設置し、権限を持たない端末からのアクセスを制御し、技術的に保護している。

- (ウ) 本システムのサーバは国内のデータセンターに設置されており、セキュリティセンターは、ファシリティスタンダードのセキュリティレベル「ティア3」に相当している。区画への入退室については入退管理システムにより管理、制限している。

また、データの抜き出しについては、サーバ OS へのログインはSSH 通信のみ許可しており、運用においても閉域網外に個人情報を持ち出すことを禁止している。

- (エ) 藤沢市個人情報の保護に関する条例、藤沢市情報セキュリティポリシー及び藤沢市情報システム管理運営規程に努めている。

また、変更契約にてデータの保護及び秘密の保持等に関する仕様書を遵守し、個人情報の保護及び安全の確保に努める予定である。

エ 本市の安全対策

- (ア) 設置する端末は、ワイヤーロックで施錠する。
- (イ) システムの使用には職員間共有のID及びパスワードを用いてログインするが、使用する職員は必要最低限の職員とする。
- (ウ) 紙に出力したデータについては、鍵のかかるキャビネットで管理し、使用終了後は執務室内でシュレッダー等により確実かつ速やかに廃棄する。
- (エ) 取り扱うすべての情報に対し、不正な持ち出し、改ざん、破壊、紛失及び漏えい等が行われないよう管理をする。
- (オ) 定期的に会議や研修会を行い、守秘義務等個人情報保護について周知徹底を図っている。

(6) 実施時期（予定）

2022年（令和4年）8月

(7) 添付資料

- ア 認定調査管理システムの概要図
- イ 業務委託契約の変更契約書（案）
- ウ データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書
- エ 介護保険要介護認定訪問調査委託契約書の写し
- オ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」のとおり
の判断をするものである。

- (1) コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、コンピュータ処理を行う必要性について、次のように述べている。

本システムを使用し、サーバ上でやり取りをすることにより、当該申請者の利便性を向上させるとともに、認定申請から結果通知書の発送までに掛かる所要日数の縮減ができるものであり、多くの情報を迅速かつ正確に処理するため、本システムを使用する必要がある。

(2) 安全対策について

実施機関が「2 実施機関の説明要旨」(5)のウ及びエにおいて示す安全対策は、次のとおりである。

ア 本システムの安全対策

(ア) 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置

ウ(ウ)

(イ) ネットワークを通じた情報漏えいを防止するための措置

ウ(イ)

(ウ) 実施機関が受託者の安全対策を確認できるようにするための措置

ウ(ア)

(エ) 日常的な安全対策

ウ(エ)

イ 本市の安全対策

(ア) 日常的な安全対策

エ(ア)、エ(エ)、エ(オ)

(イ) 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置

エ(イ)

(ウ) 利用後にデータを確実に消去するための措置

エ(ウ)

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは、適当であると認められる。

以 上